

パブリック・コメント手続（意見募集）

指定居宅サービス等の事業の人員等に関する
基準等を定める条例等の改正等について

意見募集期間

平成30年（2018年）

5月15日（火）～6月6日（水）

お問い合わせ先：福祉部指導監査課

電話 046-822-8443（直通）

横 須 賀 市



パブリック・コメント手続について

市政の透明化・公正化をすすめ、市民の皆さんが市政へ参画しやすくするために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続をいいます。

- (1) 市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表します。
- (2) 公表したものに対する市民の皆さんからのご意見の提出を受け付けます。
- (3) お寄せいただいたご意見の概要とご意見に対する市の考え方、公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。

パブリック・コメント手続にあたって

介護保険サービス事業等の基準について、国の省令（以下「基準省令」といいます。）改正が、平成30年1月18日に公布されました。

このパブリック・コメント手続は、基準省令の改正に伴う本市の条例の改正について、及び基準省令の改正どおりの扱いとするため改正を行わない本市条例についてのご意見の募集を行うものです。

《 改正する条例 》

- 1 指定居宅サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例
- 2 指定介護予防サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例
- 3 指定地域密着型サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例
- 4 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例

《 改正しない条例 》

- 1 軽費老人ホームの設備等に関する基準を定める条例
- 2 養護老人ホームの設備等に関する基準を定める条例
- 3 特別養護老人ホームの設備等に関する基準を定める条例
- 4 指定居宅介護支援等の事業の人員等に関する基準等を定める条例
- 5 指定介護予防支援等の事業の人員等に関する基準等を定める条例
- 6 指定介護老人福祉施設の人員等に関する基準等を定める条例
- 7 介護老人保健施設の人員等に関する基準を定める条例
- 8 指定介護療養型医療施設の人員等に関する基準を定める条例

【目次】

◆ 指定居宅サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例等の改正等について	2～10
◆ 意見の提出方法	11

◆ 指定居宅サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例等の改正等について

1 改正された基準省令等と対応する条例

今回改正された基準省令等と対応する条例は、次のとおりです。

	基準省令等	条 例
1	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）	軽費老人ホームの設備等に関する基準を定める条例（平成 30 年横須賀市条例第 14 号）
2	養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）	養護老人ホームの設備等に関する基準を定める条例（平成 30 年横須賀市条例第 15 号）
3	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）	特別養護老人ホームの設備等に関する基準を定める条例（平成 30 年横須賀市条例第 16 号）
4	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）	指定居宅サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例（平成 30 年横須賀市条例第 28 号）
5	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）	指定介護予防サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例（平成 30 年横須賀市条例第 29 号）
6	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）	指定地域密着型サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例（平成 30 年横須賀市条例第 30 号）
7	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例（平成 30 年横須賀市条例第 31 号）
8	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）	指定居宅介護支援等の事業の人員等に関する基準等を定める条例（平成 30 年横須賀市条例第 32 号）
9	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 37 号）	指定介護予防支援等の事業の人員等に関する基準等を定める条例（平成 30 年横須賀市条例第 33 号）

	基準省令等	条 例
10	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）	指定介護老人福祉施設の人員等に関する基準等を定める条例（平成30年横須賀市条例第34号）
11	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）	介護老人保健施設の人員等に関する基準を定める条例（平成30年横須賀市条例第35号）
12	指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）	指定介護療養型医療施設の人員等に関する基準を定める条例（平成30年横須賀市条例第37号）
13	介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）	指定地域密着型サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例（平成30年横須賀市条例第30号）

2 基準省令の改正概要

（1）軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準

- ・身体的拘束等の適正化を図るため、3月に1回以上の委員会開催、指針の整備、定期的な研修の実施を義務付けます。
- ・サテライト型軽費老人ホームの対象に介護医療院を追加します。

（2）養護老人ホームの設備及び運営に関する基準

- ・身体的拘束等の適正化を図るため、3月に1回以上の委員会開催、指針の整備、定期的な研修の実施を義務付けます。
- ・サテライト型養護老人ホームの対象に介護医療院を追加します。

（3）特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準

- ・あらかじめ配置医師との緊急時等の対応方法を定めることを義務付けます。
- ・身体的拘束等の適正化を図るため、3月に1回以上の委員会開催、指針の整備、定期的な研修の実施を義務付けます。
- ・サテライト型居住施設の対象に介護医療院を追加します。

（4）指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準

①訪問介護

- ・利用者の服薬状況等を居宅介護支援事業者等に情報提供することを、サービ

ス提供責任者の責務に追加します。

- ・ケアマネジャーに対して、自身の事業所のサービス利用に係る不当な働きかけを行ってはならないこととします。
- ・障害福祉制度における居宅介護、重度訪問介護の指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型訪問介護の指定を受けられるものとして、基準を設定します。

②訪問リハビリテーション

- ・専任の常勤医師を配置することとします。
- ・事業所の対象に介護医療院を追加します。

③居宅療養管理指導

一定の経過措置期間を設け、看護職員による指導を廃止します。

④通所介護

障害福祉制度における生活介護、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、児童発達支援、放課後等デイサービスの指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型通所介護の指定を受けられるものとして、基準を設定します。

⑤通所リハビリテーション

事業所の対象に介護医療院を追加します。

⑥短期入所生活介護

障害福祉制度における短期入所（併設型及び空床利用型に限る。）の指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型短期入所生活介護の指定を受けられるものとして、基準を設定します。

⑦短期入所療養介護

- ・一般病床の有床診療所が短期入所療養介護を提供する場合の、食堂に関する基準を緩和します。
- ・事業所の対象に介護医療院を追加します。

⑧福祉用具貸与

商品の特徴や貸与価格、全国平均貸与価格を利用者に説明することや、機能や価格帯の異なる複数の商品を利用者に提示すること、福祉用具貸与計画書をケアマネジャーに交付することを義務付けます。

⑨特定施設入居者生活介護

- ・身体的拘束等の適正化を図るため、3月に1回以上の委員会開催、指針の整

備、定期的な研修の実施を義務付けます。

- ・介護療養型医療施設又は医療療養病床から、「特定施設入居者生活介護と医療機関の併設型」に転換する場合、サービスに支障がなければ、生活相談員、機能訓練指導員、計画作成担当者の兼任及び浴室、便所、食堂、機能訓練室の兼用を認めます。

(5) 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

①介護予防訪問リハビリテーション

- ・専任の常勤医師を配置することとします。
- ・事業所の対象に介護医療院を追加します。

②介護予防居宅療養管理指導

一定の経過措置期間を設け、看護職員による指導を廃止します。

③介護予防通所リハビリテーション

事業所の対象に介護医療院を追加します。

④介護予防短期入所生活介護

障害福祉制度における短期入所（併設型及び空床利用型に限る。）の指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型介護予防短期入所生活介護の指定を受けられるものとして、基準を設定します。

⑤介護予防短期入所療養介護

- ・一般病床の有床診療所が介護予防短期入所療養介護を提供する場合の、食堂に関する基準を緩和します。
- ・事業所の対象に介護医療院を追加します。

⑥介護予防福祉用具貸与

商品の特徴や貸与価格、全国平均貸与価格を利用者に説明することや、機能や価格帯の異なる複数の商品を利用者に提示すること、福祉用具貸与計画書をケアマネジャーに交付することを義務付けます。

⑦介護予防特定施設入居者生活介護

- ・身体的拘束等の適正化を図るため、3月に1回以上の委員会開催、指針の整備、定期的な研修の実施を義務付けます。
- ・介護療養型医療施設又は医療療養病床から、「介護予防特定施設入居者生活介

護と医療機関の併設型」に転換する場合、サービスに支障がなければ、生活相談員、機能訓練指導員、計画作成担当者の兼任及び浴室、便所、食堂、機能訓練室の兼用を認めます。

(6) 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

- ・利用者へのサービス提供に支障がない場合には、オペレーターと「随時訪問サービスを行う訪問介護員」及び指定訪問介護事業所、指定夜間対応型訪問介護事業所以外の「同一敷地内の事業所の職員」の兼務を認めること及び夜間・早朝と同様の事業所間の連携が図られているときは、オペレーターの集約を認めることとします。
- ・オペレーターに係る訪問介護のサービス提供責任者の経験年数を「3年以上」から「1年以上」に変更します。
- ・介護・医療連携推進会議の開催頻度を、年4回から年2回に変更します。
- ・地域の利用者に対してサービス提供を行わなければならないこととします。
- ・訪問介護員等の政令で定める者を、介護職員初任者研修修了者とします。

②夜間対応型訪問介護

オペレーターに係る訪問介護のサービス提供責任者の経験年数を「3年以上」から「1年以上」に変更します。

③地域密着型通所介護

障害福祉制度における生活介護、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、児童発達支援、放課後等デイサービスの指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型地域密着型通所介護の指定を受けられるものとして、基準を設定します。

④療養通所介護

利用定員を「9人以下」から「18人以下」に変更します。

⑤認知症対応型通所介護

ユニット型の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における共用型認知症対応型通所介護の利用定員数を、「1施設当たり3人以下」から「1ユニット当たりユニットの入居者と合わせて12人以下」に変更します。

⑥看護小規模多機能型居宅介護

- ・利用者専用の宿泊室として1病床は確保したうえで、診療所の病床を届け出

ることを可能とします。

- ・サテライト型小規模多機能型居宅介護と本体事業所の関係に準じた、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の基準を創設します。
- ・指定申請者の要件に診療所を追加します。

⑦地域密着型特定施設入居者生活介護

- ・身体的拘束等の適正化を図るため、3月に1回以上の委員会開催、指針の整備、定期的な研修の実施を義務付けます。
- ・介護療養型医療施設又は医療療養病床から、「地域密着型特定施設入居者生活介護と医療機関の併設型」に転換する場合、サービスに支障がなければ、生活相談員、機能訓練指導員、計画作成担当者の兼任及び浴室、便所、食堂、機能訓練室の兼用を認めます。

⑧認知症対応型共同生活介護

身体的拘束等の適正化を図るため、3月に1回以上の委員会開催、指針の整備、定期的な研修の実施を義務付けます。

⑨地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

- ・あらかじめ配置医師との緊急時等の対応方法を定めることを義務付けます。
- ・身体的拘束等の適正化を図るため、3月に1回以上の委員会開催、指針の整備、定期的な研修の実施を義務付けます。

(7) 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

①介護予防認知症対応型通所介護

ユニット型の地域密着型介護予防介護老人福祉施設入所者生活介護における共用型介護予防認知症対応型通所介護の利用定員数を、「1施設当たり3人以下」から「1ユニット当たりユニットの入居者と合わせて12人以下」に変更します。

②介護予防認知症対応型共同生活介護

身体的拘束等の適正化を図るため、3月に1回以上の委員会開催、指針の整備、定期的な研修の実施を義務付けます。

(8) 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準

- ・利用者等に対して、入院時に担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関に伝えるよう求めることを義務付けます。
- ・利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等において、意見を求めた主治の医師等に対してケアプランを交付することを義務付けます。
- ・利用者の身心等の状況等のうち必要なものについて、利用者の同意を得て主治の医師等に提供することを義務付けます。
- ・末期の悪性腫瘍の利用者については、やむを得ない理由がある場合に、サービス担当者会議を招集せず、担当者への紹介等で意見を求めることができることとします。
- ・一定の経過措置期間を設け、主任ケアマネジャーであることを管理者の要件とします。
- ・利用者やその家族に対して、複数のサービス事業所の紹介を求めることが可能であること等の説明を義務付けます。
- ・ケアプランに国が定める回数以上の訪問介護（生活援助中心型）を位置付ける場合には、市町村にケアプランを届け出ることとします。
- ・障害者総合支援法の特定相談支援事業者との連携に努めることとします。

(9) 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

- ・利用者等に対して、入院時に担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関に伝えるよう求めることを義務付けます。
- ・利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等において、意見を求めた主治の医師等に対してケアプランを交付することを義務付けます。
- ・利用者の身心等の状況等のうち必要なものについて、利用者の同意を得て主治の医師等に提供することを義務付けます。
- ・利用者やその家族に対して、複数のサービス事業所の紹介を求めることが可能であること等の説明を義務付けます。
- ・障害者総合支援法の特定相談支援事業者との連携に努めることとします。

(10) 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準

- ・あらかじめ配置医師との緊急時等の対応方法を定めることを義務付けます。
- ・身体的拘束等の適正化を図るため、3月に1回以上の委員会開催、指針の整備、定期的な研修の実施を義務付けます。

(11) 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

身体的拘束等の適正化を図るため、3月に1回以上の委員会開催、指針の整備、定期的な研修の実施を義務付けます。

(12) 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準

身体的拘束等の適正化を図るため、3月に1回以上の委員会開催、指針の整備、定期的な研修の実施を義務付けます。

3 条例改正について

(1) 改正する条例

本市独自基準の追加及び所要の条文整備等を行います。

I 本市独自基準

I-A 事業者が利用申込者から重要事項の内容及び手続に関する同意を得たことを客観的に示すため、既存のサービスと同じく、原則として書面で同意を得ることとします。

I-B 利用者に対するサービス提供の質の向上と給付の過払いについての対応を適切に図る観点から、介護保険給付の請求に関する記録及びサービスの提供に関する諸記録の保存期間については、既存のサービスと同じく、完結の日から5年間とします。

①指定居宅サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例

ア 共生型訪問介護、共生型通所介護、共生型短期入所生活介護
(本市独自基準の追加) I-A、I-B

②指定介護予防サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例

ア 共生型介護予防短期入所生活介護
(本市独自基準の追加) I-A、I-B

③指定地域密着型サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例

ア 看護小規模多機能型居宅介護

(従うべき基準の改正に伴う追加)指定申請者の要件に診療所を追加します。

イ 共生型地域密着型通所介護

(本市独自基準の追加) I-A、I-B

④指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例

(所要の条文整備) 共生型サービスの定義を追加します。

(2) 改正しない条例

基準省令の改正どおりの扱いとします。

①軽費老人ホームの設備等に関する基準を定める条例

②養護老人ホームの設備等に関する基準を定める条例

③特別養護老人ホームの設備等に関する基準を定める条例

④指定居宅介護支援等の事業の人員等に関する基準等を定める条例

⑤指定介護予防支援等の事業の人員等に関する基準等を定める条例

⑥指定介護老人福祉施設の人員等に関する基準等を定める条例

⑦介護老人保健施設の人員等に関する基準を定める条例

⑧指定介護療養型医療施設の人員等に関する基準を定める条例

4 施行日

平成 30 年 10 月 1 日 (予定)

意見の提出方法

1 提出期間 平成30年(2018年)5月15日(火)から6月6日(水)まで

2 あて先 福祉部指導監査課

3 提出方法

○書式は特に定めておりません。

○住所及び氏名を明記してください。なお、市外在住の方の場合は、次の項目についても明記してください。

(1) (市内在勤の場合) 勤務先名・所在地

(2) (市内在学の場合) 学校名・所在地

(3) (本市に納税義務のある場合) 納税義務があることを証する事項

(4) (本パブリック・コメント案件に利害関係を有する場合) 利害関係があることを証する事項

○次のいずれかの方法により提出してください。

(1) 直接持ち込み

- ・福祉部指導監査課(横須賀市役所分館1階2番窓口)
- ・市政情報コーナー(横須賀市役所2号館1階34番窓口)
- ・各行政センター

(2) 郵送

〒238-8550 横須賀市小川町11番地
横須賀市福祉部指導監査課

(3) ファクシミリ

046-827-0566

(4) 電子メール

in-hw@city.yokosuka.kanagawa.jp

個々のご意見等には直接回答はいたしませんので、予めご了承ください。

いただいたご意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後すみやかに公表いたします。